

# 一般質問回答書

[令和2年第2回(6月)定例会]

質問者	小島 真由美 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	市民生活部 税務課
6	1	①～③		

## [質問件名]

1 所有者不明土地問題について

## [質問要旨]

- ① 本市における所有者不明土地(林地、農地、宅地)の現状と課題について
- ② 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について
- ③ 所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について

## [質問回答]

「所有者不明土地問題について」ご回答いたします。

まず、1項目めの「本市における所有者不明土地(林地、農地、宅地)の現状と課題について」ですが、市民から空き地の草刈や林地の樹木伐採の相談が寄せられた場合、当該土地の適正管理をその所有者に行っていただくために、登記簿や住民票、戸籍、課税情報などを調査し、所有者が死亡していた場合には親族や法定相続人を含め、所有者情報の把握に努めることとしておりますが、登記簿の名義人を更新されていない場合は所有者情報の把握が困難であり、対応に大変苦慮しているところです。

一方、本市内の農地につきましては、近年問題となっている遊休農地・耕作放棄地の解消に向けた農地パトロール等を行っておりますが、現在のところ、当該農地の所有者が不明という事例はなく、特に課題となっているようなことはありません。

次に、2項目めの「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について」ですが、この法律には大きく3つの柱があります。

まず、所有者不明土地の公共的目的の利用を可能とする制度を創設した「所有者不明土地を円滑に利用する仕組み」、次に、行政機関が土地所有者を探索するために必要な公的情報の利用を可能とすることや、登記官が、長期間相続登記がなされていない土地について、長期

相続登記等未了である旨を登記簿に記録することができることなどの「所有者の探索を合理化する仕組み」、最後に所有者不明土地の適切な管理のために必要がある場合には、国や地方公共団体の長が財産管理人の選任等の請求を可能とした「所有者不明土地を適切に管理する仕組み」です。

今後も、所有者不明土地に関する様々な法律の制定や改正が予想されますが、人口減少・高齢化の進展などに伴い、この問題はますます深刻化するものと考えられ、本市といたしましても、国の動向を注視しながら適切に対応していく必要があるものと考えております。

次に、3項目めの「所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について」ですが、本市におきましては納税通知書の送付ができない事案が平成31年度で発送件数の約0.03パーセントの7件でした。

しかしながら、相続登記未了のため固定資産税の賦課徴収ができない事案につきましては、死亡した所有者だけではなく、全ての相続人を調査しなければならず、住民票や戸籍等の請求において、大変時間を要するものとなっております。

そのような事務負担軽減を図るため、税制改正も行われておりますので、今後も納税者のみなさんに適宜、情報提供などを行いながら、所有者情報の円滑な把握を行い、適正かつ公平な課税に取り組んでまいります。